〇独立行政法人国立科学博物館職員給与規程

平成13年4月1日館長裁定

最終改正 令和5年3月31日 館長裁定

目次

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 俸給(第11条—第18条)

第3章 諸手当 (第19条—第30条)

第4章 給与の特例(第31条―第36条)

第5章 雑則 (第37条—第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立科学博物館職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第29条の規程に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

- 第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。
 - 一 基本給は、俸給とする。
 - 二 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、特殊勤務手当、研究員調整手当、期末手当、勤勉手当及び管理職特別勤務手当とする。ただし、第18条第2項に規定する再雇用職員に支給する諸手当は、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、特殊勤務手当、研究員調整手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

- 第3条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び研究員調整手当は、その月の月額の全額を毎月17日に、超過勤務手当、休日給、特殊勤務手当及び管理職特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日(この項において、毎月17日を「支給定日」という。) が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日(その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日)に支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。また、支給定日が休日に当たるときは18日に支給する。
- 2 通勤手当は、別に定める支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 3 期末手当、勤勉手当は、6月30日及び12月10日(この項において、6月30日及び12月 10日を「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるとき

は、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(給与の支払)

- **第4条** 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うものとする。
- 2 職員が給与の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方 法によって支払うことができる。

(日割計算)

- **第5条** 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、俸給月額 に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。
- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人国立科学博物館に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)第9条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前各項の規定は、第20条に規定する管理職手当、第21条に規定する地域手当の支給に ついて準用する。

(給与の即時払)

- 第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第3条の規定にかかわらず、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。
 - 一退職し、又は解雇されたとき。
 - 二 本人が死亡したとき。

(非常時払)

- **第7条** 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第3条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。
 - 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てる とき。
 - 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。
 - 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。
 - 四 その他特に必要があると認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第8条 第25条、第26条、第36条及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、管理職手当、これらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額とする。
- 2 前項の1箇月の平均所定勤務時間は、当該年の総日数から当該年の年間所定休日日数 を減じたものに1日の所定勤務時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間とす る。

- 3 第18条第2項に規定する再雇用短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「1箇月の平均所定勤務時間」とあるのは「1箇月の平均所定勤務時間に、 勤務時間規則第3条第2項により定められたその者の1週間の所定勤務時間を38.75で除したものを乗じて得た数」とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第25条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの賃金額は、当該勤務が特殊勤務手当を支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの特殊勤務手当の額(1日単位で支給されるものにあっては、その額を7.75で除した額)を、第1項の規定による額に加算した額とする。(端数計算)
- 第9条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、第25条及び第26条の規定による率を乗じた場合においては、その額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。(端数の処理)
- 第10条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

(給与の決定)

- 第11条 職員の受ける俸給は、俸給表に定める級及び号俸により決定する。
- 2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給 表に定めるところによる。
 - 一 一般職俸給表 (別表第1)
 - 二 技能·労務職俸給表 (別表第2)
 - 三 研究職俸給表 (別表第3)
- 3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別 の資格基準は、別に定めるものとする。

(初任給)

第12条 新たに採用される者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び 他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

- 第13条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
- 2 職員を昇格させる場合、その者の俸給及びこれを受けることとなる期間については、 別に定めるものとする。

(降格)

第14条 職員就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動

させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

- 第17条 職員の昇給は、別に定める場合を除き、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあっては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳(技能・労務職俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあっては、3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。 (再雇用職員)
- 第18条 職員就業規則第23条の規定により再雇用された職員の給与は、独立行政法人国 立科学博物館再雇用職員の就業に関する規程に定めるところによる。

第3章 諸手当

(扶養手当)

- 第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「一般職9級以上職員」という。)に対しては、支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の 扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - 一 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 六 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職俸給表の適

用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合にお ける扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養 親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族(一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。
 - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般職9級以上職員に 扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(一般職9級以上職員にあって は、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、一般職 9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、 父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るも のがないときはその職員が一般職9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族 (一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出 に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその 事実の生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属す る月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては それぞれの者が退職し、又は死亡した日、一般職9級以上職員以外の職員から一般職9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係る ものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもの がないときはその職員が一般職9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の 扶養親族(一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定に よる届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事 実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前 月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届 出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理 した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行 うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が 生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から その支給額を改定する。前項のただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が

生じた場合における扶養手当の支給額の改定ついて準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職9級以上職員にあっては、扶養親族 たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を 欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係る ものがある一般職9級以上職員が一般職9級以上職員以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係わるものがある一般職 8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職9級以上職員以外のものが一般職9級以上職員となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職8級職員等及び一般職9級以上職員以外のものが一般職8級職員等となった場合 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある 子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(管理職手当)

- 第20条 管理職手当は、別表第4に掲げる職員に支給する。
- 2 管理職手当の月額は、別表第4に掲げる職員の区分に応じて、管理職手当額欄に定め る額とする。
- 3 管理職手当には、勤務が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に 及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (地域手当)
- 第21条 地域手当は、別表第5に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額は、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第5の支 給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とす る。
- 3 別表第5に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合 (これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在 勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として館長が定 める場合に限る。)において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合(別表第5に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合(別表第5に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に在勤する地域が別表第5に掲げる地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支

給割合(異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改訂後の 異動後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項 において同じ。)、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる 期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただ し、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にし て異動した場合その他館長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給 については、館長が別に定める。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の 異動等前の支給割合。次号において同じ。)
- 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる場合を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける国家公務員、特別職に属する国家公務員、他の独立行政法人の職員、国立大学法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者(以下「給与法適用職員等」という。)が引き続き職員となり、第2項に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると館長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

- **第22条** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
 - 一 自ら居住するために住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。)
 - 二 第24条第1項又は3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国等から貸与される宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当 該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 次に定める職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除し た額
 - ロ 月額27,000円以上の家賃を支払っている職員家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるもの とする。

(通勤手当)

- 第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
 - 一 通勤のために交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交 通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって 交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キ ロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」とい う。)を使用することを常例とする職員(自動車等を利用しなければ通勤することが 著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤 するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げ る職員を除く。)
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する ことを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤す ることが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、 自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロ メートル未満であるものを除く。)
- 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、館長が別に定めるところにより算 出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等 相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給 単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の 交通機関等を利用するものとして運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、 その者の通勤手当に係る支給単位期間のうちもっとも長い支給単位期間につき、55,0 00円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、そ れぞれ次に定める額とする。
 - イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロ メートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
 - 12,900円 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

15,800円

- 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 IJ 24,400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- 三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の 使用距離等の事情を考慮して館長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(一箇 月あたりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときはその 者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当 該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額。
- 3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月あたりの特別料金等二分の一相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月あたりの特別料金等二分の一相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間(館長が別に定める通勤手当にあっては、館長が別に定める期間)に係る最初の月の館長が別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の館長が別に定める事由が生じた場合

には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して館長が別に定める額を返納させるものとする。

- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇 月を超えない範囲内で一箇月を単位として館長が別に定める期間(自動車等に係る通勤 手当については、一箇月)をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(単身赴任手当)

- 第24条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困離であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算出した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。
- 3 給与法適用職員等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病 その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなっ た職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤すること が通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののう ち、単身で生活することを常況とする職員(採用の事情等を考慮して別に定める職員に 限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があ ると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当 を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。 (超過勤務手当)
- 第25条 超過勤務手当は、勤務時間規程第3条に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員(次条に規定する休日に勤務することを命ぜられた職員を除く。)に支給する。超過勤務手当の額は、所定の勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が深夜である場合は、100分の150)を乗じて得た額とする。ただし、一の月の初日から末日までの間における所定の勤務時間を超えて勤務した時間及び勤務時間規程第9条に規定する休日に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた所定の勤務時間を超えて勤務した時間に対しては、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)の割合を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定は第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。
- 3 再雇用短時間勤務職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。
- 第26条 勤務時間規程第12条の規定により同規程第9条に規定する休日(同規程第11条の規定により代休を与えられる場合を含む。)に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間(同規程第10条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。)に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間の休日に勤務した全時間及び所定の勤務時間を超えて勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた休日に勤務した全時間に対しては、第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。
- 2 前項の規定は第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。
- 第27条 削 除

(休日給)

第28条 削 除

(期末手当)

- 第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第3条第3項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(死亡を含む。以下この条及び次条において同じ。)し、又は解雇された職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額及び研究員調整手当の月額の合計額(別表第6に定める職員にあっては、俸給並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(別表第7に定める職員にあっては、その額に俸給に同表の職務の区分に対応する加算率を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額。)を加算した額。以下次条において同じ。)を基礎として、別に定める割合により計算した額(特定幹部職員(一般職俸給表7級以上及び研究職俸給表5級の職員で管理職手当の区分が I 種又は II 種の官職をしめるものをいう。)において同じ。)に、基準日6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。
 - 一 基準日に在職する者のうち、次に掲げる職員
 - イ 無給休職者(職員就業規則第15条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6

号又は第8号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。以下同じ。)

- ロ 刑事休職者(職員就業規則第15条第1項第2号の規定により休職している職員をいう。以下同じ。)
- ハ 専従休職者(職員就業規則第15条第1項第7号の規定により休職している職員をいう。以下同じ。)
- ニ 職員就業規則第38条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6 箇月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員
- ホ 職員就業規則第39条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6 箇月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員
- へ 停職者 (職員就業規則第46条第3号の規定により停職にされている職員をいう。 以下同じ。)
- 二 基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員 イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合
 - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員等となった場合(当該機関において、職員としての在職期間を通算されるものに限る。)
- 5 前各項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認め られる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (勤勉手当)
- 第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員(前条第4項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給及びこれに対する地域手当の月額及び研究員調整手当の月額の合計額に、役職段階別加算額(別表第7に規定する職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて別に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。
- 3 前条第4項の規定は、同項第1号中イ及び口を「休職者(職員就業規則第15条第1項の規定により休職されている職員をいう。)」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前4項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (管理職特別勤務手当)
- 第31条 第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の独立行政法人国立科学博物館(以下「科学博物館」という。)の運営の必要によ

り独立行政法人国立科学博物館に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第1項に規定された所定勤務時間を超えて勤務した場合は、第25条第2項の規定にかかわらず、当該職員には管理職特別勤務手当を支給する。

2 管理職特別勤務手当の額は、前項の勤務1回につき7,000円(ただし、勤務に従事した時間が6時間を超えるときは、10,500円)とする。

第4章 給与の特例

(休職者の給与)

- 第32条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により職員就業規則第15条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところに従い、休業補償又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年 (結核性疾病にあっては2年)に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手 当、期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴され職員就業規則第15条第1項第2号により休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号及び第6号により休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、同項第6号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 職員就業規則第15条第1項第4号及び第7号による休職の期間については、給与を支給しない。
- 6 職員が職員就業規則第15条第1項第5号により休職を命ぜられた場合には、その休職 の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の100以内 を支給することができる。
- 7 前各項に規定するもののほか、休職者の給与に関し必要な事項は、別に定める。 (育児休業等職員の給与)
- 第33条 職員就業規則第38条の規定により育児休業又は育児部分休業(以下「育児休業等」という。)をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - 二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の 規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員
 - ロ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した 期間がある職員
 - 三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の10

- 0分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、 号俸を調整することができる。
- 四 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。 (介護休業等職員の給与)
- 第34条 職員就業規則第39条の規定により介護休業又は介護部分休業(以下「介護休業等」という。)をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - 二 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の 規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員
 - ロ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した 期間がある職員
 - 三 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の3 分の3以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号 俸を調整することができる。
 - 四 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。 (俸給の半減)
- 第35条 職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、別に定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる本給の額とする。
- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の 半減に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第36条 職員が勤務しないとき(休日を除く。)は、その勤務しないことにつき、特に 承認があった場合を除き、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しな い時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(代休日の給与)

第37条 勤務時間規程第11条の規定により、代休を取得した場合については、第8条に 規定する勤務1時間当たりの給与額を基礎として計算した当該代休の日の給与を減額す る。

第5章 雜則

(実施に関し必要な事項)

第38条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例を 考慮して、別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

- **第39条** 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると館長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。 (年俸制の適用)
- 第40条 科学博物館における業務及び研究の推進を図るため、国内外の特に優れた能力をもつ者又は高度に専門的な技能・資格を有する者で期間を定めて雇用される者の給与については、この規程にかかわらず、年俸制等を適用できるものとし、適用の範囲その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日より施行する。
- 2 再任用職員(国家公務員法第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用 された職員をいう。)の給与については、再任用しようとする日の少なくても90日前に 給与法適用職員等の例に準じて本規程を改正し定めるものとする。

附則

(施行期日等)

この規程は、平成13年11月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成14年12月1日(以下「施行日」という)から施行する。
- 2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準じて館長が定める。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び館長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた 号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程に従って定め られたものでなくてはならない。
- 5 平成14年12月に支給する期末手当の額は、第22条第2項、職員の期末手当及び勤勉手

当に関する細則(平成13年4月1日館長決裁)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に定める額が第1号に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成14年12月1日まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)の額の合計額
- 二 継続在職期間について改正後の規程による俸給月額並びに改正後の規程による扶養 手当の額により算定される俸給等の額の合計額
- 6 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の第22条第2項、第26条第2号の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とし、改正後の別表第8の適用については、同表中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」と、「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附則

- 1 この規程は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から適用する。
- 2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準じて館長が定める。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び館長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた 号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程に従って定め られたものでなくてはならない。
- 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第22条第2項、職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則(平成13年4月1日館長決裁)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号から第2号に定める額の合計額(館長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。

以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

- 一 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日において職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(職員の単身赴任手当に関する細則(平成13年4月1日館長裁定)第4条に規定する額を除く。)の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額とする
- 二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて 得た額
- 6 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日より施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の第11条第3項及び第4項の規定を受けている職員に対する改正後の同条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「場合(これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として館長が定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第4項中「同項」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えて適用される同項」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準じて館長が定める。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び館長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた 号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程に従って定め

られたものでなくてはならない。

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第22条第2項並びに改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則(平成13年4月1日館長決裁)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(館長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当(職員の単身赴任手当に関する細則(平成13年4月1日館長裁定)第4条に規定する額を除く。)の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - 二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて 得た額
- 6 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附則

(号給の切替え)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の附則第7項の規定は、平成24年3月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 3 切替日の前日において改正前の別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

4 切替日の前日において改正前の別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の新級及び新号俸は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」及び経過期間に応じて附則別表第3に定める級及び号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号 俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場 合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を 行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給 月額が同日において受けていた俸給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げる 職員である者にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、 その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこと となるもの(別に定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額の ほか、その差額に相当する額(一般職俸給表6級以上又は研究職俸給表5級である者で あってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る職員(以下この項 において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1 日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となっ た場合にあっては特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額) を俸給として支給する。
 - 一 平成21年12月1日改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1
 - 二 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34
- 8 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 9 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等 を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められ るときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支 給する。

(平成22年3月31日までの間における特例)

10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	4号俸	3号俸(平成19年1月1日においては、「2号俸」)
	3 号俸	2号俸(平成19年1月1日においては、「1号俸」)
第17条第3項	4号俸	3号俸(平成19年1月1日においては、「2号俸」)
	3号俸	2号俸(平成19年1月1日においては、「1号俸」)

	2号俸	1号俸(平成19年1月1日においては、「昇給なし」)
別表第5	18%	18%を超えない範囲内で別に定める割合
	12%	12%を超えない範囲内で別に定める割合

(地域手当に関する経過措置)

11 改正前の第11条の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に係る地域手当の支給及び改正前の第11条第3項及び第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給に関する第21条の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3項	別表第5に掲げる地域	改正前の別表第5に掲げる地域
	当該異動の日の前日に勤務して	当該異動の日の前日に勤務してい
	いた地域に係る地域手当の支給割	た地域に係る調整手当の支給割合
	合(別表第5に掲げる割合をい	(改正前の別表第5に掲げる割合を
	う。以下この項において「異動等	いう。以下この項において「異動等
	前の支給割合」という。)	前の支給割合」という。)

(その他)

12 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の附則第3項の規定は平成22年12月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 第20条の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、この規程による改正後の 管理職手当額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほ か、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の 区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てた額)を管理職手当額として支給する。
 - 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の 75
 - 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の 50
 - 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の 25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号 に定める額をいう。
 - 一 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員 同日にその者が受けていた管理職手当額(平成21年12月1日において平成21年12月1日改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定

対象職員である者にあっては、当該管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額)

- 二 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。)施行日の前日に当該異動をしたものとして前号の規定によるものとした場合の額
- 三 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給与法適用職員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして別に定める職員 前各号の規定に準じて別に定める額 (その他)
- 4 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月1日(以下「施行日」という。)から施行し、改正後の第 19条及び別表第1から別表第3までの規定は、平成19年4月1日から適用する。
 - (平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間において、改正前の独立行政 法人国立科学博物館職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の規定により、新 たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号 俸に異動のあった職員のうち、別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による 当該適用又は異動の日における号俸は、別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

5 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずる もののほか、館長が別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(その他)

2 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずる もののほか、館長が別に定める。

附則

(施行期日等)

この規程は、平成20年10月10日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と する。

附則

- 1 この規程は、平成21年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第29条第2項及び改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則(平成13年4月1日館長決裁)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものから当該職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当(第24条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して館長が別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸		
一般職俸給表	1級	1 号俸から56号俸まで		
	2級	1号俸から24号俸まで		
	3級	1 号俸から 8 号俸まで		
技能・労務職俸給表	1級	1 号俸から68号俸まで		
	2級	1 号俸から32号俸まで		
研究職俸給表	1級	1 号俸から56号俸まで		
	2級	1 号俸から32号俸まで		

- 3 平成21年12月に支給する勤勉手当に関する第30条の規定の運用については、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。
- 4 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成22年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、 附則第8項の規定は平成23年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員(一般職俸給表 6 級以上又は研究職俸給表 5 級である者であってその 号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定 職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に 達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最 初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の 各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が第35条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっ

- ては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号 俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び次項において「俸給月額減額基礎額」とい う。))
- 二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて 得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当 の月額)
- 三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第6に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(別表第7に定める職員にあっては、その額に、俸給月額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、基準日6箇月以内の期間における当該特定職員の在職区分に応じて別表第8に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第6に定める職員にあっては、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(別表第7に定める職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、基準日6箇月以内の期間における当該特定職員の在職区分に応じて別表第8に定める割合を乗じて得た額)
- 四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第6に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(別表第7に定める職員にあっては、その額に、俸給月額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第4項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第6に定める職員にあっては、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(別表第7に定める職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第4項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額)
- 五 第32条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第32条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第32条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第32条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員 に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 二 第32条第4項及び第6項 第1号から第3号までに定める額に、当該各項の規定 により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第25条、第26条、第36 条及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同 条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計 額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸 に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合 計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 4 附則第2項の規定が適用される間、第30条第2項後段に定める額は、同条第2項後段の規定にかかわらず、同条第2項後段の規定により算出した額から、同条に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975 (特定幹部職員にあっては、100分の1.275) を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65 (特定幹部職員にあっては100分の85) を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
- 5 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第29条第2項及び改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則(平成13年4月1日館長決裁)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成22年4月1日 (同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの (附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、平成18年4月1日改正規程附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。) から当該職員以外の職員 (以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者 (平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して館長が別に定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当 (第24条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸		
一般職俸給表	1 級	1 号俸から93号俸まで		
	2級	1 号俸から64号俸まで		

	3級	1 号俸から48号俸まで
	4級	1 号俸から32号俸まで
	5 級	1 号俸から24号俸まで
	6 級	1 号俸から16号俸まで
	7級	1 号俸から 4 号俸まで
技能・労務職俸給表	1級	1 号俸から108号俸まで
	2 級	1 号俸から72号俸まで
	3 級	1 号俸から64号俸まで
	4 級	1 号俸から36号俸まで
	5 級	1 号俸から20号俸まで
研究職俸給表	1級	1 号俸から96号俸まで
	2 級	1 号俸から72号俸まで
	3級	1 号俸から40号俸まで
	4級	1 号俸から24号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで

- 二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して館長が別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
- 6 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第30条の規定の運用については、第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。
- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55際に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 8 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級におけ

る最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第17条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 9 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当は、第20条の 規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 10 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(特例期間における給与の支給)

2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)、第 11条第2項各号に掲げる俸給の適用を受ける職員に対する俸給月額の支給に当たって は、俸給月額から、俸給月額に当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び 同表の中欄に掲げる職務の級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級	割合		
一般職俸給表	2級以下	100分の4.77		
	3級から6級まで	100分の7.77		
	7級以上	100分の9.77		
技能・労務職俸給表	3級以下	100分の4.77		
	4級以上	100分の7.77		
研究職俸給表	2級以下	100分の4.77		
	3級及び4級	100分の7.77		
	5級	100分の9.77		

3 特例期間において、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額

から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 三 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 4 特例期間において、第8条に掲げる勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定により 算出した給与額から、俸給月額及び地域手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時 間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とす る。
- 5 特例期間において、第21条に掲げる地域手当は、当該職員の俸給月額に対する地域手 当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する 地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(平成24年6月期の期末手当における較差相当分の調整)

- 6 平成23年4月から平成24年2月までの間に支給された給与及び平成23年6月及び12月 に支給された期末手当にかかる較差相当分については、平成24年6月期の期末手当にお いて次の各号に掲げる額を減ずる。
 - 一 平成23年4月の月額給与額に100分の0.37を乗じて得た額に11月分を乗じて得た額
 - 二 平成23年6月及び12月に支給された期末手当額に100分の0.37を乗じて得た額 (平成24年4月1日における号俸の調整)
- 7 平成24年4月1日における号俸の調整については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 平成24年4月1日におきて30歳以上36歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 二 平成24年4月1日において30歳に満たない職員(同日において職務の級における最高の号俸及び最高号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の2号俸上位の号俸とする。

(地域手当に関する経過措置)

8 筑波地区への移転に伴い第21条第3項の適用を受けることとなる職員の同条中の「異動の日」については、独立行政法人国立科学博物館組織規程(平成24年3月29日改正)の施行日とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
 - (平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日における号俸の調整については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 二 平成25年4月1日において37歳以上39歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成26年4月1日における号俸の調整については、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 平成26年4月1日において38歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 二 平成26年4月1日において38歳以上40歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 三 平成25年4月1日において40歳以上45歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の第30条の規定は、平成26年12月1日から適用する。また、改正後の附則第

2項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(平成27年1月1日における昇給の特例)

2 平成27年1月1日における第17条各項の規定による昇給の号俸数は、第17条各項に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数(当該号俸数が負となるときは、零)とする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給 月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を 除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額 (一般職俸給表6級以上又は研究職俸給表5級である者であってその号俸がその職務の 級における最低の号俸でないものに限る職員(以下この項において「特定職員」とい う。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55 歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職 員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(55歳に達した特定職員に関する読替え)

5 55歳に達した職員の給与に関する附則(平成22年12月1日施行。)第2項の規定の適用については、同項中「当分の間」とあるのは、「平成30年3月31日までの間」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。 (勤勉手当に関する読替え)
- 2 平成27年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、 「100分の85 (特定幹部職員にあっては、100分の105)」とあるのは「100分の75 (特定 幹部職員にあっては、100分の95)」とする。

(55歳に達した特定職員に関する読替え)

3 平成27年6月に55歳に達した職員に支給する勤勉手当に関する附則(平成22年12月1 日施行。)第4項の規定の運用については、同項中「勤勉手当減額対象額に100分の0.9 75 (特定幹部職員にあっては、100分の1.275) を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65 (特定幹部職員にあっては100分の85) を乗じて得た額)」とあるのは、「勤勉手当減額対象額に100分の1.125 (特定幹部職員にあっては、100分の1.425) を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75 (特定幹部職員にあっては100分の95) を乗じて得た額)」とする。

4 平成27年12月に55歳に達した職員に支給する勤勉手当に関する附則(平成22年12月1日施行。)第4項の規定の運用については、同項中「勤勉手当減額対象額に100分の0.975 (特定幹部職員にあっては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65 (特定幹部職員にあっては100分の85)を乗じて得た額)」とあるのは、「勤勉手当減額対象額に100分の1.275 (特定幹部職員にあっては、100分の1.575)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85 (特定幹部職員にあっては100分の105)を乗じて得た額)」とする。

(55歳に達した特定職員に関する給与の支給等の特例)

- 5 55歳に達した特定職員に関する附則(平成22年12月1日施行。)に規定する特定職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した職員であって、俸給の切換えに伴う経過措置に関する附則(平成27年4月1日施行。)第2項の適用を受ける職員(以下「経過措置額支給特定職員」という)に対する平成27年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。
 - 一 俸給
 - 二 地域手当
 - 三 超過勤務手当
 - 四 休日給
 - 五 期末手当
 - 六 勤勉手当
- 6 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る第36条その他の規程の規定による給与の減額に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。
- 7 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(55歳に達した特定職員に関する読替え)

2 55歳に達した職員に支給する勤勉手当に関する附則(平成22年12月1日施行。)第4項の規定の運用については、同項中「勤勉手当減額対象額に100分の0.975(特定幹部職員にあっては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(特定幹部職員にあっては100分の85)を乗じて得た額)」とあるのは、「勤勉手当減額対象額に100分の1.2(特定幹部職員にあっては、100分の1.5)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80(特定幹部職員にあっては100分の100)を乗じて得た額)」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 (勤勉手当に関する読替え)
- 2 平成28年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)」とあるのは「100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の100)」とする。

(55歳に達した特定職員に関する給与の支給等の特例)

- 3 55歳に達した特定職員に関する附則(平成22年12月1日施行。)に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した職員であって、俸給の切換えに伴う経過措置に関する附則(平成27年4月1日施行。)第2項の適用を受ける職員(以下「経過措置額支給特定職員」という)に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。
 - 一 俸給
 - 二 地域手当
 - 三 超過勤務手当
 - 四 休日給
 - 五 期末手当
 - 六 勤勉手当
- 4 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る第36条その他の規程の規定による給与の減額に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。
- 5 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 (平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成32年3月31日までの間における改正後の第19条第3項で定める支給額は、次の表のとおりとする。

	扶養親族	平成29年度	平成29年度 平成30年度 平		
第2項第1号	下記以外の職員	10,000円	6,500円	6,500円	
に該当する配偶者	一般職8級職員等	10,000円	6,500円	3,500円	
II- 4 LI	一般職9級以上職員	10,000円	6,500円	3,500円	
第2項第2号に該当する子		8,000円 10,000円		10,000円	
第2項第3号から第6号ま	下記以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円	
でのいずれかに該当する者	一般職8級職員等	6,500円	6,500円	3,500円	
	一般職 9 級以上職員	6,500円	6,500円	3,500円	
職員に配偶者がない場合の扶養親族 (子1人のみ)		10,000円	上記の子の額		
	び扶養親族となる子が 親族(父母等1人のみ)	9,000円	上記の父母等の額		

3 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 (勤勉手当に関する読替え)
- 2 平成29年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、 「100分の95 (特定幹部職員にあっては、100分の115)」とあるのは「100分の85 (特定 幹部職員にあっては、100分の105)」とする。

(55歳に達した特定職員に関する給与の支給等の特例)

3 55歳に達した特定職員に関する附則(平成22年12月1日施行。)に規定する特定職員であり、かつ、平成29年4月1日前に55歳に達した職員であって、俸給の切換えに伴う経過措置に関する附則(平成27年4月1日施行。)第2項の適用を受ける職員(以下

「経過措置額支給特定職員」という)に対する平成29年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 俸給
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 期末手当
- 六 勤勉手当
- 4 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る第36条その他の規程の規定による給与の減額に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。
- 5 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
 - (平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の 号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成27年1月1日において第17条の規定により昇 給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとな る号俸の1号俸上位の号俸とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 (勤勉手当に関する読替え)
- 2 平成30年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、 「100分の95 (特定幹部職員にあっては、100分の115)」とあるのは「100分の90 (特定 幹部職員にあっては、100分の110)」とする。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年7月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 (勤勉手当に関する読替え)
- 2 平成31年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、 「100分の97.5 (特定幹部職員にあっては、100分の117.5)」とあるのは「100分の92.5 (特定幹部職員にあっては、100分の112.5)」とする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 施行日の前日において改正前の第22条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住 宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を 支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から 令和3年3月31日までの間、改正後の第22条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額 に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する 額を超えない範囲内の額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除 した額の住居手当を支給する。
 - 一 改正後の第22条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額から改正後の第22条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、一般職の職員の給与に関する 法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の例に準じて取り扱う。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 (勤勉手当に関する読替え)
- 2 令和4年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、 「100分の105 (特定幹部職員にあっては、100分の125)」とあるのは「100分の95 (特 定幹部職員にあっては、100分の115)」とする。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

一般職俸給表

/1/	人们以 十八日 4	<u> </u>								
号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	150, 100	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200	362, 900	408, 100	458, 400	521, 700
2	151, 200	200. 300	236, 000	267, 700	292, 900	321, 400	365, 500	410, 500	461, 500	524, 600
3	152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700	367, 900	413, 000	464, 500	527, 700
4	153, 500	203, 900	239, 000	271, 000	297, 000	325, 900	370, 500	415, 400	467, 500	530, 800
5	154, 600	205. 400	240, 300	272. 700	298, 800	328. 100	372. 400	417, 300	470, 500	533. 900
6	155, 700	207, 200	241, 900	274, 500	300, 800	330, 100	374, 900	419, 600	473, 500	536, 200
7	156, 800	209, 000	243, 400	276, 300	302, 600	332, 300	377. 200	421, 700	476, 500	538. 700
8	157, 900	210, 800	244, 900	278, 300	304, 200	334, 500	379, 700	423, 900	479, 600	541, 100
9	158, 900	212, 400	246, 000	280, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900	482, 300	543 500
10	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	308, 400	338, 600	384, 800	428, 000	485, 400	545, 300
11	161, 600	216, 000	249. 000	284, 100	310, 600	340, 600	387, 400	430, 100	488, 400	547, 100
12	162, 900	217, 800	250, 300	286, 000	312, 900	342, 800	390, 100	432, 200	491, 500	549, 000
13	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900	494, 200	550, 700
14	165, 600	221, 000	253, 000	289, 700	317, 100	346, 600	394, 800	435, 700	496, 500	552. 100
15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600	397, 000	437, 700	498, 800	553, 400
	168, 700			292, 600	321, 400					554, 500
16 17	169, 800	224, 500 226, 100	255, 500 256, 800	294, 400	321, 400	350, 600 352, 300	399, 400 401, 200	439, 700 441, 600	501, 100 503, 200	555, 800
				294, 400						
18	171, 200	227. 800	258, 200		325, 300	354, 300	403, 200 405, 100	443, 400	504, 600	556, 800 557, 700
19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100		445. 200	506, 100	557, 700
20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	446. 900	507, 500 508, 700	558, 600
21	175. 300	232, 200	262, 700	302, 400	331.000	359. 900	408, 800	448. 700		559, 500
22	177. 800	233, 800	264. 400	304. 500	333, 100	361.800	410. 600	450, 200	510, 100	
23	180. 300	235. 400	266. 000	306. 500	335. 100	363, 800	412. 400	451.600	511. 600	
24	182, 800	236, 900	267. 600	308. 600	337. 200	365. 700	414. 300	453, 100	513. 100	
25	185. 200	237, 900	269. 400	310. 300	338, 600	367, 700	416. 100	454, 500	514. 200	
26	186, 900	239, 400	271. 200	312. 400	340, 500	369, 600	417. 600	455, 800	515, 300	
27	188, 500	240. 700	272. 900	314, 400	342, 400	371, 600	419. 100	457. 100	516, 500	
28	190, 200	241. 900	274. 600	316, 400	344, 300	373, 600	420. 700	458, 300	517. 700	
29	191. 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300	518, 700	
30	193. 400	244. 100	277. 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000	519, 600	
31	195, 200	245, 100	279. 700	322, 200	349, 700	378, 700	424. 900	460, 800	520, 500	
32	196. 900	246. 100	281. 200	324. 300	351. 500	380. 300	426. 100	461. 500	521. 400	
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200	522, 200	
34	199, 900	248. 100	284. 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000	523. 100	
35	201. 400	249, 000	285. 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700	523, 800	
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300	524, 300	
37	204. 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800	525, 000	
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	525, 600	
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000	526, 400	
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600	527, 000	
41	209. 300	256, 000	295. 800	341. 100	365, 500	392. 600	435. 300	467. 100	527. 500	
42	210, 600	257, 400	297. 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600		
43	211. 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000		
44	213. 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300		
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438. 200	468, 600		
46	215. 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000			
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400			
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100			
49	219. 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600			
50	220. 300	266, 600	309.600	355. 000	373, 800	400. 100	441. 000			_
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400			
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800			
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200			
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600			
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000			
56	226, 000	273, 100	319,000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300			
	L L L U U U	L 210. 100	. 010.000		. 010.200	TUZ. UUU	TTU. UUU			

557 225 300 274 500 325 500 327 300 400 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 300 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400 440 400					•	•		•	•	1	
500 277.000 275.000 322.000 383.000 380.500 443.500 444.500	57	226, 300	274. 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600			
66) 224 500 277 000 324 100 384 200 386 000 403 500 444 600	58	227. 100	275. 000	321.700	362. 800	379. 300	402.900	444. 000			
63	59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300			
63	60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600			
613 230 700 280 700 328 500 385 900 382 200 404 400	61	229, 200		324, 800	364, 600	381, 000	403, 800				
613 230 700 280 700 328 500 385 900 382 200 404 400	62	230, 000	279. 100	325. 700	365, 200	381, 700	404, 100				
65 231 300 281 500 322 500 386 500 386 500 406 500	63										
66 231 500											
666											
67 233 100 283 100 328 300 386 300 385 500 405 900 90 90 234 500 285 800 30 900 863 300 385 500 406 100 90 90 234 500 285 800 330 900 863 300 385 500 406 100 90 90 234 500 286 800 330 900 863 900 386 800 406 400 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 9											
68											
69 234 500 285 500 330 300 369 300 385 500 406 400											
70											
T1											
72											
73											
74											
75											
76											
77 239.300 289.800 335.500 373.800 388.900 408.200 ————————————————————————————————————											
78											
179											
80 241 200 290 700 336 900 375 400 389 800 409 000 490 000 81 241 700 290 900 337 300 375 900 390 000 409 200 409 500 82 242 300 291 500 338 300 377 700 390 600 409 800 409 800 84 243 400 291 800 338 800 377 700 390 600 409 800 409 800 85 243 900 292 100 339 500 377 700 391 600 410 000 86 243 500 292 400 339 500 378 200 391 600 87 245 100 292 400 340 400 378 600 391 600 88 245 600 293 100 340 400 379 900 391 800 89 246 100 293 800 341 100 380 300 392 000 91 246 900 294 100 341 800 380 300 392 800 92 247 300 294 500 342 200 381 000 393 00											
81 241 700 290 900 337 300 375 900 390 000 409 200 82 242 300 291 100 337 800 376 500 390 300 409 500 84 243 400 291 800 338 300 377 300 390 600 409 800 84 243 400 291 800 338 800 377 300 390 800 410 000 85 243 900 292 100 339 100 377 700 391 000 410 200 86 244 500 292 400 339 500 378 200 391 300 410 200 87 245 500 292 700 340 000 378 600 391 600 90 88 246 500 293 400 340 700 378 400 392 000 90 90 246 600 293 800 341 100 379 900 392 800 90 91 246 500 294 700 342 200 381 000 392 800 90 92 247 500 294 700 342 200 381 000 393 000 90	79						408, 800				
82 242 300 291 100 337 800 376 500 390 300 409 500 83 242 900 291 500 338 300 377 300 390 600 409 800 84 243 400 291 800 338 800 377 300 390 800 410 000 85 243 900 292 100 339 100 377 300 391 600 410 200 86 244 500 292 400 339 500 378 200 391 300 87 245 100 292 700 340 000 378 600 391 600 88 246 100 293 400 340 700 379 400 392 000 90 246 600 293 800 341 100 379 900 392 300 91 246 600 293 800 341 100 379 300 392 800 92 247 600 294 700 342 000 381 00	80						409, 000				
83 242 900 291 500 338 300 377 000 390 600 409 800 409 800 409 800 409 800 409 800 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410 000 410	81		290, 900		375. 900	390, 000	409, 200				
84 243, 400 291, 800 338, 800 377, 300 390, 800 410, 000 92, 100 339, 100 377, 700 391, 000 410, 200 93, 245, 200 922, 200 339, 500 378, 200 391, 300 90, 245, 200 92, 270 340, 400 379, 200 391, 800 90, 246, 600 93, 300 340, 400 379, 900 391, 800 90, 246, 600 93, 300 341, 100 379, 900 392, 300 90, 246, 600 93, 301, 341, 600 380, 300 392, 600 90, 246, 600 93, 301, 341, 600 380, 300 392, 600 90, 246, 600 94, 400 341, 600 380, 300 392, 600 90, 342, 600 90, 342, 600 90, 342, 600 90, 342, 600 90, 342, 600 90, 342, 600 90, 342, 600 90, 342, 600 90, 342, 600 90, 342, 600 90, 342, 600 90, 342, 600 90, 342, 600 90, 343, 100 90, 343, 100 90, 343, 100 90, 344, 500 90, 344, 500 90, 344, 500 90, 344, 500 90, 344, 500 90, 344, 500 90, 344, 500 90, 344, 500 90, 344, 500 90, 344, 500 90, 345, 500 90, 345, 500 90, 345, 500 90, 345, 500 90, 345, 500 90, 346, 300 90,	82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500				
85 243.900 292.100 339.100 377.700 391.000 410.200 92.400 339.500 378.200 391.300 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.000 931.	83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800				
86 244 500 292 400 339 500 378 200 391 300 (a) 391 600 (a) 391 800	84	243, 400	291, 800	338, 800	377. 300	390, 800	410, 000				
87 245.100 292.700 340.000 378.600 391.600 88 245.600 293.100 340.400 379.000 391.800 88 246.100 293.400 340.700 379.400 392.000 90 246.600 293.800 341.100 379.900 392.000 91 246.900 294.100 341.600 380.300 392.600 92 247.300 294.500 342.000 380.700 392.800 93 247.600 294.700 342.200 381.000 393.000 94 294.900 342.600 381.000 393.000 95 295.200 343.100 393.000 937.000 96 295.600 343.500 94.000 344.500 94.000 98 296.100 344.500 94.000 344.500 94.000 94.000 94.000 94.000 94.000 94.000 94.000 94.000 94.000 94.000 94.000 94.000 94.000 94.0	85	243. 900	292. 100	339, 100	377. 700	391.000	410. 200				
88 245.600 293.100 340.400 379.000 391.800 89 246.100 293.400 340.700 379.400 392.000 90 246.600 293.800 341.100 379.900 392.300 91 246.900 294.100 341.600 380.700 392.800 92 247.300 294.700 342.200 381.000 393.000 94 294.900 342.600 381.000 393.000 95 295.00 343.500 393.000 96 295.600 343.500 340.000 98 296.100 344.500 344.500 100 296.900 344.800 345.900 101 297.100 345.500 103 297.800 345.900 104 298.100 346.800 105 298.600 347.200 106 298.600 347.200 107 299.900 348.800 109 299.500 348.800 110 299.900 348.800 110 299.900 <th>86</th> <th>244, 500</th> <th>292, 400</th> <th>339, 500</th> <th>378, 200</th> <th>391, 300</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>	86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300					
89 246 100 293 400 340 700 379 400 392 000 90 246 600 293 800 341 100 379 900 392 300 90 90 246 900 294 100 341 600 380 300 392 600 90 92 247 300 294 500 342 200 380 700 392 800 90 93 247 600 294 700 342 200 381 000 393 000 90 90 94 294 900 342 600 90 90 95 295 200 343 100 90 90 95 295 200 343 100 90 90 97 295 800 343 500 90 90 99 296 500 344 500 90 90 296 500 344 500 90 90 996 90 344 800 90 90 90 345 500 90 90 90 345 500 90 90 90 345 500 90 90 90 345 500 90 90 90 345 500 90 90 90 90 345 500 90 90 90 90 347 500 90 90 90 347 500 90	87	245. 100	292. 700	340,000	378. 600	391.600					
90 246.600 293.800 341.100 379.900 392.300 91 246.900 294.100 341.600 380.300 392.600 92 247.300 294.500 342.000 380.700 392.800 93 247.600 294.700 342.200 381.000 393.000 94 294.900 342.600 343.100 342.500 343.500 343.500 343.500 343.500 343.500 343.500 343.500 343.500 344.100 344.100 344.100 344.100 344.500 344.500 344.500 344.500 344.500 344.500 344.500 344.500 344.500 344.500 344.500 344.500 344.500 344.500 345.500 345.500 345.500 345.500 345.500 346.500 346.500 346.500 346.800 346.800 346.800 346.800 347.200 346.800 347.200 346.800 347.200 348.500 348.500 348.500 348.500 348.500 348.500 348.500 348.500 348.500 348.500 348.500 348.500 348.500 348.500 </th <th>88</th> <th>245. 600</th> <th>293, 100</th> <th>340, 400</th> <th>379.000</th> <th>391, 800</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>	88	245. 600	293, 100	340, 400	379.000	391, 800					
91 246 900 294 100 341 600 380 300 392 600 92 247 300 294 500 342 000 380 700 392 800 93 247 600 294 700 342 200 381 000 393 000 94 294 900 342 600 343 100 393 000 95 295 200 343 100 343 700 343 700 97 295 800 343 700 343 700 343 700 98 296 100 344 100 344 100 344 100 99 296 500 344 800 345 100 345 100 101 297 100 345 100 345 100 345 100 102 297 400 345 500 345 900 346 800 103 297 800 346 800 347 200 346 800 106 298 600 347 600 348 500 348 600 107 299 000 348 500 348 500 348 500 109 299 500 348 500 349 500 349 500 111 300 300 349 500 349 500 349 500 112	89	246. 100	293, 400	340, 700	379, 400	392,000					
92 247 300 294 500 342 000 380 700 392 800 93 247 600 294 700 342 200 381 000 393 000 94 294 900 342 600 343 100 393 000 95 295 200 343 100 343 500 343 500 97 295 800 343 700 344 100 344 100 98 296 100 344 500 344 500 344 500 100 296 900 344 800 345 100 345 100 101 297 100 345 500 345 900 345 900 103 297 800 346 300 346 300 346 300 106 298 300 346 800 347 200 348 600 107 299 000 347 600 348 500 348 500 110 299 900 348 500 348 500 348 500 111 300 300 349 200 348 500 348 500 111 300 600 349 500 349 500 349 500 111 300 600 349 500 340 500 340 500 115 301 30	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300					
93 247.600 294.700 342.200 381.000 393.000	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600					
94 294.900 342.600	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800					
94 294.900 342.600	93	247. 600	294. 700	342, 200	381. 000	393, 000					
95 295 200 343.100	94		294, 900								
96 295,600 343,500 ————————————————————————————————————											
97 295.800 343.700											
98 296 100 344 100											
99 296 500 344 500											
100 296.900 344.800											
101 297. 100 345. 100											
102 297, 400 345, 500 ————————————————————————————————————											
103 297.800 345.900											
104 298.100 346.300 ————————————————————————————————————											
105 298.300 346.800											
106 298.600 347.200 ————————————————————————————————————											
107 299.000 347.600 ————————————————————————————————————											
108 299.300 348.000											
109 299.500 348.500 110 299.900 348.900 111 300.300 349.200 112 300.600 349.500 113 300.800 350.000 114 301.000 115 301.300											
110 299.900 348.900 111 300.300 349.200 112 300.600 349.500 113 300.800 350.000 114 301.000 115 301.300											
111 300, 300 349, 200 112 300, 600 349, 500 113 300, 800 350, 000 114 301, 000 115 301, 300											
112 300, 600 349, 500 113 300, 800 350, 000 114 301, 000 115 301, 300	110										
113 300,800 350,000 114 301,000 115 301,300	111										
114 301.000 115 301.300	112										
115 301.300	113		300, 800	350, 000							
	114		301.000								
	115		301, 300								
116 301.700	116		301, 700								

117	301, 900				
118	302, 100				
119	302, 400				
120	302, 700				
121	303, 100				
122	303, 300				
123	303, 600				
124	303, 900				
125	304, 200	_			

別表第2

技能• 労務職俸給表

号俸	1 級	2級	3 級	4級	5級
1	136, 200	187, 400	208, 500	254, 100	281, 000
2	137, 100	188, 700	209, 700	255, 300	282, 900
3	138, 100	190, 100	211, 100	256, 300	284, 500
4	139, 000	191, 300	212, 300	257, 400	286, 200
	140, 000	192, 300	213, 600	258. 300	287. 900
5 C	141, 000	193, 800	215, 000	259, 300	289, 400
6					
7	142, 000	195, 200	216. 400	260, 400	290, 600
8	143.000	196. 500	217. 800	261, 300	291, 800
9	143. 800	197. 900	219. 100	262, 200	293, 300
10	144. 800	198. 900	220. 700	262, 900	295, 100
11	145. 800	200, 200	222, 300	263, 800	296, 800
12	146, 900	201, 200	223. 700	264. 700	298, 600
13	147, 700	202, 400	224, 900	265. 700	300, 000
14	148. 700	203. 500	226. 400	266. 700	301. 700
15	149, 800	204, 600	227. 900	267, 600	303, 300
16	150. 800	205. 700	229, 200	268, 500	304, 800
17	151, 900	206, 600	230, 000	269, 400	306, 300
18	153, 300	207. 700	230, 700	270, 500	307, 900
19	154, 500	208. 700	231, 600	271. 500	309, 500
20	155, 700	209. 700	232, 600	272, 300	311, 200
21	156, 800	210, 600	233, 200	273, 200	312, 200
22	158, 000	211. 700	234, 700	274. 100	313, 600
23	159. 200	212. 800	236. 000	275. 100	315.000
24	160, 400	213, 700	237, 000	275, 900	316, 500
25	161, 500	214, 600	238, 300	276, 500	317, 600
26	163, 000	215, 500	239, 500	277, 300	319, 100
27	164, 500	216, 200	240, 800	278, 200	320, 500
28	166, 000	217, 100	242, 000	279, 100	321, 900
29	167, 400	217, 900	242, 800	280, 000	323, 500
30	168, 800	219, 100	244, 000	281, 100	324, 700
31	170, 300	220, 100	245, 200	282, 100	326, 000
32	171. 800	220, 900	246, 300	283, 100	327, 200
33	173, 100	221, 500	247, 400	283, 800	328. 300
34	174, 800	222 500	248, 400	284, 700	329. 200
35	174, 500	223, 600	249, 500	285, 600	330, 300
36	178, 200	224, 700	250, 500	286, 700	331, 400
37	178. 200	225, 200	251, 600	287, 300	332, 500
38	181, 300	226, 300	252, 500	288, 200	333, 600
39	183, 000	227, 400	253, 500	289, 100	334, 600
	184, 500	228, 400		290, 000	335, 600
40		229, 200	254, 500	290, 600	
41	185, 800		255, 500		336, 600
42	187. 200	230, 200	256, 700	291, 600	337, 600
43	188, 500	231, 200	257, 600	292, 600	338, 600
44	189, 900	232, 100	258, 900	293, 500	339, 600
45	191, 400	233, 000	259. 600	294, 200	340, 500
46	192, 700	233. 900	260, 600	295. 100	341, 500
47	194. 100	234. 700	261, 700	296. 000	342, 500
48	195, 500	235. 400	262, 600	296. 900	343, 500
49	196, 800	236, 300	263, 700	297, 600	344, 400
50	197. 900	237. 300	264. 700	298. 200	345. 300
51	199, 000	238, 300	265, 800	298. 900	346, 200
52	200, 200	239, 300	266, 500	299. 700	347. 000
53	201, 300	240, 300	267, 200	300, 300	347, 800
- 00			ı		
54	202, 400	241, 300	268, 000	301, 100	348, 600
	202, 400 203, 300	241. 300 242. 000	268. 000 269. 000	301, 100 301, 800	348, 600 349, 400

ĺ	[1	[1	
57	205, 500	243. 500	270. 800	303, 200	350, 800
58	206. 400	244. 400	271. 800	303. 900	351. 600
59	207. 400	245. 300	272, 900	304. 700	352, 400
60	208. 400	246. 000	273. 900	305. 400	353, 100
61	209. 500	246. 800	274, 900	306, 000	353, 800
62	210. 400	247. 600	276, 000	306. 700	354, 500
63	211, 300	248. 500	276. 800	307. 400	355, 200
64	212, 200	249, 200 250, 000	277, 900	308, 100 308, 600	355, 900 356, 500
65	212, 800	250, 600	278. 700	308, 600	350, 500
66 67	213. 600 214. 300	251, 300	279. 500 280. 300	309, 700	357, 000
68	215, 000	251, 800	281, 100	310, 300	358, 000
69	215. 400	252, 500	281, 700	310, 900	358, 400
70	215, 800	253, 100	282, 500	311, 300	330. 400
71	216, 100	253, 500	283, 300	311, 800	
72	216, 400	253, 900	284, 000	312, 300	
73	216, 600	254, 100	284, 800	312, 600	
74	217, 000	254, 500	285, 500	313, 100	
75	217, 400	255, 000	286, 300	313, 600	
76	218. 000	255, 500	287. 100	314, 000	
77	218, 200	255, 800	287, 700	314, 200	
78	218, 700	256, 200	288, 200	314, 500	
79	219, 100	256, 700	288, 700	314, 800	
80	219, 500	257, 200	289, 100	315, 100	
81	220, 000	257, 500	289, 500	315, 400	
82	220, 300	257, 800	289, 900	315, 700	
83	220, 600	258, 100	290, 400	316, 000	
84	221, 000	258, 400	290, 900	316, 300	
85	221. 500	258. 600	291, 300	316. 500	
86	221, 900	258. 800	291, 900	316, 900	
87	222. 300	259. 100	292, 500	317. 200	
88	223, 000	259. 400	293, 100	317. 400	
89	223, 400	259. 600	293, 400	317. 600	
90	223. 900	259. 800	293, 900	317. 900	
91	224. 400	260. 200	294. 400	318. 200	
92	224. 800	260, 400	294, 800	318. 500	
93	225. 100	260, 700	295, 200	318. 700	
94	225, 500	261. 100	295. 700	319. 000	
95	225, 900	261, 400	296, 200	319. 300	
96	226. 200	261. 700	296. 700	319. 500	
97	226, 500	261. 900	297. 000	319. 700	
98	226. 900	262, 200	297. 400	320. 000	
99	227. 300	262, 400	297, 900	320. 300	
100	227. 700	262. 700	298, 400	320. 500	
101	228. 100	263, 000	298, 800	320. 700	
102	228. 500	263, 200	299, 200		
103	228. 900	263, 500	299, 500		
104	229, 300	263, 800	299, 800		
105	229. 700	264, 000	300, 100		
106	230, 200	264, 200	300, 500		
107	230, 500 230, 900	264, 500 264, 700	300, 900 301, 300		
108	230, 900	265, 000	301, 300		
110	231, 100	265, 300	301, 600		
	231, 500	265, 600	302, 400		
111	232, 400	265, 800	302, 400		
113	232, 600	266, 000	302, 700		
114	232, 600	266, 300	302, 900		
115	233, 600	266, 500	303, 500		
	234, 100	266, 700	303, 700		

117	234, 400	267, 000	303, 900	
118	234, 800	267, 300	304, 200	
119	235, 200	267, 600	304, 500	
120	235. 600	267. 900	304. 700	
121	236, 000	268, 100	304, 900	
122		268, 300	305, 200	
123		268, 600	305, 500	
124		268, 900	305, 700	
125		269. 100	305, 900	
126		269. 300	306, 200	
127		269. 600	306. 500	
128		269. 900	306. 700	
129		270. 100	306, 900	
130		270. 300	307, 200	
131		270. 600	307, 500	
132		270. 900	307. 700	
133		271. 100	307. 900	
134		271, 300		
135		271. 600		
136		271. 900		
137		272, 100		

別表第3

研究職俸給表

101 元4敗	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				T
号俸	1級	2級	3 級	4級	5 級
1	150, 400	198, 800	284, 700	333, 500	388, 800
2	151, 500	201, 400	287, 100	335, 700	391, 700
3	152, 700	203, 800	289, 400	337, 700	394, 300
4	153, 800	206, 300	291, 700	339, 600	397, 100
5	154, 900	208, 800	294. 000	341, 300	399, 200
6	156, 200	211, 100	295, 900	343, 000	401, 900
7	157, 500	213, 400	297, 900	344, 600	404, 600
8	158, 800	215, 600	299, 600	345, 900	407, 300
9	159, 800	217, 700	301, 400	347, 600	409 800
10	161, 500	220, 000	303, 800	349, 600	412, 400
11	163, 100	222, 500	306, 100	351, 700	415, 100
12	164, 700	224, 800	308, 600	353, 600	417, 900
13	166, 100	226, 800	310, 700	355, 600	420, 500
14	168, 000	229, 200	313, 100	357, 500	423, 200
15	169, 900	231, 700	315, 500	359. 300	426, 000
16	171, 900	234, 100	318, 200	361, 200	428, 700
17	173, 500	236, 300	320, 600	362, 900	431, 200
	175, 600	239. 100	322, 800	364, 800	431, 200
18	175, 600	242, 000	324, 800 324, 800	364, 800 366, 500	433, 800
19					
20	179. 700	244, 900	326, 800	368, 500	438, 900
21	181. 800	247. 400	328. 900	370.000	441, 400
22	184. 000	250, 100	330, 500	372, 000	444, 000
23	186. 200	252. 600	331. 900	373. 700	446. 600
24	188. 400	255, 300	333, 300	375. 600	449, 100
25	190. 400	257, 800	335, 200	377. 000	451. 300
26	192. 600	260, 200	337. 100	378. 700	453, 600
27	194. 700	262, 500	338. 900	380, 600	456, 100
28	196. 800	264, 600	340. 700	382, 500	458, 600
29	198. 900	267, 100	342, 600	384, 200	461, 100
30	200. 400	269, 200	344. 300	386, 100	463, 600
31	202, 200	271, 100	345. 800	388, 000	466, 100
32	203. 900	273. 100	347. 500	389. 900	468, 600
33	205, 700	274, 800	348. 700	391, 500	470. 900
34	207. 600	276, 800	350, 100	393, 300	473, 300
35	209, 500	278, 800	351, 400	394, 900	475, 700
36	211. 400	280. 600	352, 900	396, 700	478. 200
37	212, 900	282, 500	354. 100	397, 900	480. 600
38	214. 800	283, 600	355, 500	399, 400	483. 100
39	216. 700	284. 800	356, 700	400, 800	485. 500
40	218, 600	286, 000	358, 100	402, 200	488. 000
41	220. 400	287. 200	358, 800	403. 600	490. 300
42	222, 300	287, 900	359, 900	404, 900	492, 500
43	224. 200	288, 500	361, 100	406. 400	494. 700
44	226. 100	289, 200	362, 200	408, 000	496, 900
45	227. 800	289, 900	363, 300	409, 400	498, 600
46	229. 700	291, 000	364, 500	410, 600	500, 100
47	231. 500	292, 100	365, 800	412, 200	501, 700
48	233, 300	293, 200	366, 900	413, 800	503, 200
49	234. 900	294, 400	368. 000	415, 100	504, 900
50	236. 700	295. 600	369, 300	416, 500	506, 300
51	238, 400	296, 600	370, 600	418, 000	507, 700
52	240, 000	297, 500	371, 900	419, 400	509, 200
53	241, 300	298, 600	372, 600	420, 800	510, 300
54	243, 000	299, 600	373, 600	422, 200	511, 500
55	244, 600	300, 800	374, 500	423, 600	512, 700
56	246, 100	301, 700	375, 500	425, 000	513, 900
	-				

1	Ī	İ	İ	i	
57	247. 300	302, 200	376, 300	426, 100	514. 800
58	248. 500	303. 000	377. 100	427. 400	515. 800
59	249. 400	304.000	377. 800	428, 800	516. 800
60	250, 300	304. 900	378. 500	430. 100	517. 800
61	251, 300	305, 800	379. 100	430. 900	518, 900
62	252, 200	306, 900	379, 800	431, 800	519, 800
63	253. 100	308, 000	380. 700	432, 800	520, 500
64	254, 000	309. 100	381, 600	433, 700	521, 200
65	254, 900	309, 900	382, 200	434, 600	522, 000
66	255, 800	311, 000	383, 000	435. 400	522, 800
67	256. 600	311. 900	383, 800	436, 000	523. 600
68	257, 200	312, 900	384, 600	436, 800	524, 400
69	258, 000	313, 900	385, 200	437, 200	525, 100
70	259, 300	314, 900	385, 900	437, 800	525, 900
71	260, 600	316, 000	386, 600	438, 300	526, 700
72	261, 800	317, 100	387, 300	438, 800	527, 500
73	263, 100	317, 600	388, 000	439, 300	528, 200
74	264, 500	318, 600	388, 600	433. 300	320. 200
	265, 700	319, 700	389, 200		
75					
76	266. 700	320. 800	389. 900		
77	267. 700	321. 900	390, 600		
78	268. 800	322. 900	391, 200		
79	270. 000	323. 800	391, 800		
80	270, 900	324. 700	392, 400		
81	272. 100	325, 800	393, 000		
82	273, 300	326, 600	393, 600		
83	274, 500	327. 300	394, 200		
84	275, 500	328. 100	394, 800		
85	276. 600	328. 600	395, 300		
86	277. 600	329. 100	395, 800		
87	278. 700	329. 600	396, 300		
88	279, 700	330, 100	397, 000		
89	280, 500	330, 400	397, 400		
90	281, 700	330, 900			
91	282, 700	331, 400			
92	283, 900	331, 900			
93	284, 800	332, 200			
94	285. 800	332, 600			
95	286, 800	333, 100			
96	287. 800	333, 600			
97	288, 100	334, 100			
	289. 000				
98		334, 600			
99	289, 700	335, 100			
100	290, 600	335, 600			
101	291, 500	336, 100			
102	292, 200	336, 600			
103	292. 900	337. 100			
104	293, 600	337, 600			
105	294. 300	338. 100			
106	294. 800	338, 500			
107	295, 300	339, 000			
108	295, 800	339, 400			
109	296, 000	339, 900			
110	296. 400	340, 300			
111	296, 700	340, 800			
112	297. 000	341, 200			
113	297, 300	341, 700			
114	297. 600	342, 100			
115	297, 900	342, 600			
	£01.000	UTL. VVV			

1					
	117	298, 500	343, 500		
	118	298. 900	343, 900		
	119	299, 200	344, 300		
	120	299. 600	344, 700		
	121	299 900	345, 100		

別表第4 (第20条関係)

①一般職俸給表関係

区分	職名	職務の級	管理職手当額
I種	次長	8級	117, 100円
Ⅱ種	経営管理部長	8級	94,000円
	事業推進部長	7級	88,500円
	科学系博物館イノベーションセンター長		
Ⅲ種	総務課長	6級	72,700円
	財務課長	5級	69, 400円
	研究推進・管理課長		
	情報化推進室長		
	事業推進部参与		
	常設展示・博物館サービス課長		
	企画展示課長		
	学習課長		
	広報・運営戦略課長		
	マーケディング・コンテンツグループ長		
	展示開発・博物館連携グループ長		
IV種	施設整備主幹	6級	62, 300円
		5級	59, 500円

②研究職俸給表関係

区分	職名	職務の級	管理職手当額
I種	研究調整役	5級	129, 300円
Ⅱ種	動物研究部長	5級	103, 400円
	植物研究部長		
	地学研究部長		
	人類研究部長		
	理工学研究部長		
	附属自然教育園長		
	産業技術史資料情報センター長		
	コレクションディレクター		
Ⅲ種	グループ長(別に定める場合にあってはIV種	5級	90,500円
	にて別に定める額)、	4級	78, 400円
	副コレクションディレクター		
	産業技術史資料情報センター副センター長	4級	78, 400円
		3級	71,100円
IV種	研究主幹(別に定める場合にあってはⅢ種に	5級	77,600円
	て別に定める額)	4級	67, 200円
		3級	60,900円

別表第5 (第21条関係)

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	23区内	20%
茨城県	つくば市	16%

別表第6 (第29条関係)

① 一般職俸給表関係

職員の区分	加 算 率
次長、部長 (8級以上に限る)	100分の20
部長(7級)、課長、主幹、室長、グループ長(6級以上に	100分の15
限る)	
参与、課長、主幹、室長(5級)、副課長、	100分の10
専門員、係長、専門職員 (4級以上に限る)	
係長、専門職員、主任 (3級以上に限る)	100分の 5

② 技能·労務職俸給表関係

職員の区分	加 算 率
5級に在級する者	100分の10
4級・3級に在級する者	100分の 5

③ 研究職俸給表関係

職員の区分	加 算 率
研究調整役、部長、園長、センター長、コレクションディレクター	100分の20
グループ長、副コレクションディレクター、副センター長、	100分の15
研究主幹(5級に限る)	
グループ長、副コレクションディレクター、副センター長、研究主幹、	100分の10
課長、室長 (3級以上に限る)	
研究員、係長、専門職員、主任、	100分の 5
係員(2級のうち別に定めるものに限る)	

別表第7 (第29条関係)

職員の区分	加算率
第20条に規定する管理職手当が I 種である者	100分の25
第20条に規定する管理職手当がⅡ種である者	100分の15
第20条に規定する管理職手当がⅢ種である者	100分の10

別表第8 (第29条関係)

在職期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の 60
3 箇月未満	100分の 30

附則(平成18年4月1日改正)別表第1 職務の級の切替表(第2項関係)

俸 給 表	旧級	新 級
	1級	1 公路
	2級	1級
	3級	2級
	4級	3級
	5級	ठ ग्रेप्र
一般職	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
	ТТИУХ	10級
	1級	1級
	2級	2級
技能・労務職	3級	3級
	4級	3 ///X
	5級	4級
	6級	5級
	1級	1級
	2級	2級
研究職	3級	3級
	4級	4級
	5 級	5級
	J /lyX	6級

附則(平成18年4月1日改正)別表第2 号俸の切替表(第3項関係)

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
	√π O √π	10/7
旧号俸	級 9 級	10級
	1	1
7.7.1.0.7		1
0/15/12/0/1/1/14		1
1 6月以上9月未満 3 1 7 1 1 1	1	1
9月以上12月未満 4 1 8 1 1 1	1	1
12月以上 5 1 9 1 1	1	1
3月未満 1 25 5 1 9 1 1	1	1
3月以上6月未満 2 26 6 2 10 1 1	1	1
	1 1	1
7.72 7.11, 11,		1
- / - /		1
	1	1
3月未満 5 29 9 5 13 1 1 1	1	1
3月以上6月未満 6 30 10 6 14 2 1 1	1	1
	1	1
9月以上12月未満 8 32 12 8 16 4 1	1	1
	1 1	
		1
- / 4 / 1 / 1		1
9/1/2/12/0/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/		1
2 9/1/9/12 0/1/9/19 12 00 10 12 10 1	1	1
9月以上12月未満 12 36 16 12 20 8 4 1	1	1
	1	1
		1
		1
		1
		1
		1
		1
3月以上6月未満 18 42 22 18 26 14 10 6	5 2	1
6 6月以上9月未満 19 43 23 19 27 15 11 7	7 3	1
		1
		1
		1
		2
		3
9月以上12月未満 24 48 28 24 32 20 16 1	2 8	4
	3 9	5
		5
		6
		7
		8
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	9
		9
	8 14	10
9 6月以上9月未満 30 55 35 31 39 27 23 1	9 15	11
		12
		13
		13
		14
		15
		16
	5 21	17
		17
		18
		19
		20
12月以上 34 65 45 41 49 37 33 2	9 25	21

	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
12	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
12	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
1.0	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
13	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
14	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
15	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	51
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
1.6							55				
16		39	83	63	55 56	67		51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
17	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
18	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
19	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
10	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
	3月未満		90	77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
20	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
_ ∠∪											
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64 65		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
21	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
22	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
23	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
I				93	69	97	85				
	12月以上										

	3月未満	93	69	97	85		
	3月以上6月未満	94	70	98	86		
24	6月以上9月未満	95	71	99	87		
	9月以上12月未満		72	100			
	9月以上12月不何	96 97	73		88		
	12月以上			101	89		
	3月未満	97	73	101			
0.5	3月以上6月未満	98	73	102			
25	6月以上9月未満	99	74	103			
	9月以上12月未満	100	74	104			
	12月以上	101	75	105			
	3月未満	101	75	105			
	3月以上6月未満	102	75	106			
26	6月以上9月未満	103	76	107			
	9月以上12月未満	104	76	108			
	12月以上	105	77	109			
	3月未満	105	77				
	3月以上6月未満	106	78				
27	6月以上9月未満	107	79				
	9月以上12月未満	108	80				
	12月以上	109	81				
	3月未満	109	81				
	3月以上6月未満	110	82				
28	6月以上9月未満	111	83				
	9月以上12月未満	112	84				
	12月以上	113	85				
	3月未満	113					
	3月以上6月未満	114					
29	6月以上9月未満	115					
23	9月以上12月未満	116					
	12月以上	117					
	3月未満	117					
	3月以上6月未満	118					
30	6月以上9月未満	119					
30	9月以上12月未満	120					
	12月以上						
		121					
	3月未満	121					
0.1	3月以上6月未満	122					
31	6月以上19月未満	123					
	9月以上12月未満	124		1			
	12月以上	125					
	3月未満	125					
	3月以上6月未満	125					
32	6月以上9月未満	125					
	9月以上12月未満	125					
İ	12月以上	125					

ロ 技能・労務職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

コ 技能・	・ 労務職俸給表の適用を	を受ける	職員の	<u> </u>	1		ı
口早俵	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
旧夕件	経過期間	1 /1//	2 /lyX	3 /lyX	4 ///	J /lyX	0 ///
	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
1	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
1	9月以上12月未満		1	1	8		1
	12月以上		1	1	9	5級 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1
		1	-	-			
	3月未満	1	1	1	9	-	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10		1
2	6月以上9月未満	3	3	1	11		1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
3	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18		1
4	6月以上9月未満	11	11	7	19		1
1	9月以上12月未満	12	12	8	20		1
	12月以上	13	13	9	21		1
	3月未満	13	13	9	21		1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	_	1
5	6月以上9月未満	15	15	11	23		1
9	9月以上12月未満	16	16	12	24		1
	12月以上	17					1
			17	13	25		_
	3月未満	17	17	13	25		1
0	3月以上6月未満	18	18	14	26		2
6	6月以上9月未満	19	19	15	27		3
	9月以上12月未満	20	20	16	28		4
	12月以上	21	21	17	29		5
	3月未満	21	21	17	29		5
	3月以上6月未満	22	22	18	30		6
7	6月以上9月未満	23	23	19	31		7
	9月以上12月未満	24	24	20	32		8
	12月以上	25	25	21	33		9
	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
8	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
旧号俸 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38		14
9	6月以上9月未満	31	31	27	39		15
	9月以上12月未満	32	32	28	40		16
	12月以上	33	33	29	41		17
	3月未満	33	33	29	41		17
	3月以上6月未満	34	34	30	42		18
10	6月以上9月未満	35	35	31	43		19
10	9月以上12月未満	36	36	32	44		20
	12月以上	37	37	33	45		21
	3月未満	37	37	33	45		21
	3月以上6月未満	38	38	34			22
11		38			46		
	6月以上9月未満		39	35 36	47		23
11	O D D1 1 10 D 4 5##		. /1/1	ı 3h	48	28	24
11	9月以上12月未満	40	40				
11	12月以上	41	41	37	49	29	25
						29 29	

_							
12	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
13	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	3月末満 45 45 41 53 33 3月以上6月末満 46 46 42 54 34 6月以上9月末満 47 47 43 55 35 35 37 3月以上12月末満 48 48 44 56 36 12月以上 49 49 45 57 37 3月以上6月末満 50 50 46 58 38 38 3月以上6月末満 51 51 47 59 39 9月以上12月末満 52 52 48 60 40 12月以上 53 53 49 61 41 3月末満 53 53 49 61 41 3月末満 53 53 49 61 41 3月末満 53 53 49 61 41 41 41 41 41 41 41	36	32				
	12月以上	49	49	45	57	37	33
	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
14	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
15	6月以上9月未満	55		51			39
							40
							41
							41
							42
16							43
							44
							45
							45
							46
17							47
							48
							49
							49
							50
18							51
							52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
	3月未満						53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
19	6月以上9月未満		71	66			55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
18							57
	3月未満						57
				67			58
20							59
						32 33 33 34 35 36 37 37 38 39 40 41 41 42 43 44 45 45 46 47 48 49 49 50 51 52 53 53 54 55 56 57 57 58 59 60 61 61 62 63 64 65 66 67 68	60
							61
							61
							62
21	6月以上9月未満			71			63
							64
							65
	3月未満	81	81	73	89		65
	3月以上6月未満	82	82	73	90		66
22	6月以上9月未満	83	83	74	91		67
	9月以上12月未満	84	84	74	92		68
	12月以上	85	85	75	93		69
	3月未満	85	85	75	93		69
	3月以上6月未満	86	86	75	94		69
23	6月以上9月未満	87	87	76	95		69
	9月以上12月未満	88	88	76	96		69
	12月以上	89	89	77	97		69
	3月未満	89	89	77	97		
	3月以上6月未満	90	90	77	98		
	2 4 2 1 4 10 4						•

1		1	1	1			T
24	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
25	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
26	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
27	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
2'	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
	3月未満	105	105	87	113	50	<u> </u>
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
28	6月以上9月未満	107	107	88	115		
20	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
29	6月以上9月未満	111	111	91	119		
29	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	113	93	122		
30	6月以上9月未満	115	115	93	123		
30	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
	3月未満	117	117	95	125		
				95	126		
31	3月以上6月未満 6月以上9月未満	118 119	118 119	96	127		
31	9月以上12月未満	120					
	12月以上 12月以上	120	120 121	96 97	128 129		
	12月以上	121		91	149		-
			121		 		-
20	3月以上6月未満	121	122		-		-
32	6月以上9月未満	121	123				1
	9月以上12月未満	121	124				1
	12月以上	121	125				
	3月未満		125				1
0.0	3月以上6月未満		126				
33	6月以上9月未満		127				-
	9月以上12月未満		128		-		
	12月以上		129				

ハ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

ハー研究	職俸給表の適用を受け 	○東貝♡	がある			
旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級	5級
1H .7 IT	経過期間	1 ///		0 ///	1///	0 1/2
	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
1	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1	1
2	6月以上9月未満	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1
	3月未満	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1	1
3	6月以上9月未満	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1
	3月未満	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1	1
4	6月以上9月未満	11	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1	1
	12月以上	13	13	9	1	1
	3月未満	13	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2	1
5	6月以上9月未満	15	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	4	1
	12月以上	17	17	13	5	1
	3月未満	17	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	6	1
6	6月以上9月未満	19	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	20	16	8	1
	12月以上	21	21	17	9	1
	3月未満	21	21	17	9	1
-	3月以上6月未満	22	22	18	10	2
7	6月以上9月未満	23	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	24	20	12	4
	12月以上	25	25	21	13	5
	3月未満	25	25	21	13	5
0	3月以上6月未満	26	26	22	14	6
8	6月以上9月未満	27	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	28	24	16	8
	12月以上	29	29	25	17	9
	3月未満	29	29	25	17	9
0	3月以上6月未満	30	30	26	18	10
9	6月以上19月未満	31	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	32	28	20	12
	12月以上	33	33	29	21	13
	3月未満	33	33	29	21	13
1.0	3月以上6月未満	34	34	30	22	14
10	6月以上9月未満	35	35	31	23	15
	9月以上12月未満 12月以上	36	36	32	24	16
		37	37	33	25 25	17
	3月未満	37	37	33	25	17
1 1	3月以上6月未満 6月以上9月未満	38 39	38 39	34 35	26 27	18
11						19
	<u>9月以上12月未満</u> 12月以上	40	40	36 37	28 29	20 21
	3月未満	41	41	37	29 29	21
	3月水個3月以上6月未満	41	41	38	30	22
	ロカダエリカ本側	44	44	90	30	44

			_			
12	6月以上9月未満	43	43	39	31	23
	9月以上12月未満	44	44	40	32	24
	12月以上	45	45	41	33	25
	3月未満	45	45	41	33	25
	3月以上6月未満	46	46	42	34	26
13	6月以上9月未満	47	47	43	35	27
10	9月以上12月未満	48	48	44	36	28
	12月以上	49	49	45	37	29
	3月未満	49	49	45	37	29
	3月以上6月未満	50	50		38	30
1.4	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			46		
14	6月以上9月未満	51	51	47	39	31
	9月以上12月未満	52	52	48	40	32
	12月以上	53	53	49	41	33
	3月未満	53	53	49	41	33
	3月以上6月未満	54	54	50	42	34
15	6月以上9月未満	55	55	51	43	35
	9月以上12月未満	56	56	52	44	36
	12月以上	57	57	53	45	37
	3月未満	57	57	53	45	37
	3月以上6月未満	58	58	54	46	38
16	6月以上9月未満	59	59	55	47	39
	9月以上12月未満	60	60	56	48	40
	12月以上	61	61	57	49	41
	3月未満	61	61	57	49	41
	3月以上6月未満	62	62	58	50	42
17	6月以上9月未満	63	63	59	51	43
	9月以上12月未満	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45
	3月未満	65	65	61	53	45
	3月以上6月未満	66	66	62	54	46
18	6月以上9月未満	67	67	63	55	47
	9月以上12月未満	68	68	64	56	48
	12月以上	69	69	65	57	49
	3月未満	69	69	65	57	49
	3月以上6月未満	70	70	66	58	50
19	6月以上9月未満	71	71	67	59	51
	9月以上12月未満	72	72	68	60	52
	12月以上	73	73	69	61	53
	3月未満	73	73	69	61	53
	3月以上6月未満	74	74	70	62	54
20	6月以上9月未満	75	75	71	63	55
_~	9月以上12月未満	76	76	72	64	56
	12月以上	77	77	73	65	57
	3月未満	77	77	73	65	57
	3月以上6月未満	78	78	74	66	58
21	6月以上9月未満	79	79	75	67	59
	9月以上12月未満	80	80	76	67	60
	12月以上	81	81	77	69	61
	3月未満	81	81	77	69	61
	3月以上6月未満	82	82	78	70	62
22	6月以上9月未満	83	83	79	71	63
22	9月以上12月未満	84	84	80	72	64
	12月以上	85	85	81	73	65
	3月未満	85	85	81	73	65
	3月以上6月未満	86	86	82	73	66
23	6月以上9月未満	87	87	83	73	67
۷۵	9月以上12月未満	88	88	84	73	68
	12月以上	89	89	85	73	69
		89	89 89	85 85	10	09
	3月 <u>末</u> 個 3月以上6月未満					
	3月以上10月末個	90	90	86		

24	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	89	
25	6月以上9月未満	95	95	89	
	9月以上12月未満	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
26	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
27	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
28	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
29	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
30	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
	3月未満	117			
	3月以上6月未満	118			
31	6月以上9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
	3月未満	121			
	3月以上6月未満	121			
32	6月以上9月未満	121			
	9月以上12月未満	121			
	12月以上	121			

附則(平成18年4月1日改正)別表第3 職務の級における最高の号俸を超える旧俸給月額を受けている者の号俸の切替表(第 4 項関係)

一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	経過期間 旧俸給月額	3月未満	3月以上 6月未満	3月以上 6月未満	3月以上 6月未満	3月以上 6月未満
8級	453, 200	69	70	71	72	73
	453, 200	73	74	75	76	77